

## 湖西市告示第 58 号

### 住民票の市長職権での消除について

別紙の者について、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、住民票に記載されている住所に居住していないことを確認し、令和 8 年 3 月 16 日住民票を消除したので、同条第 4 項の規定により公示します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日から（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は湖西市長となります。

ただし、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

令和 8 年 3 月 16 日

湖西市長 田内 浩之



(別紙)

	氏名	生年月日	住所
1	野中 銀斗	H13.1.31	鷺津5223番地 アンフォラ301
2	中島 麻衣	H3.11.2	鷺津1362番地の1 ParkCourt401
3	CHEY BRUNO KAUE	H13.2.4	吉美3293番地の1 カワイアパートB-103
4	KANEZAWA DOMINGOS OSSAMU	S41.11.6	鷺津3567番地 コーポ桐ヶ丘I-103
5	戸高 エセリンダ	S41.11.18	新居町新居3404番地の38
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			